

8 地域生活支援事業

8-1 移動支援事業 (身) (知) (精) (難) ※ オレンジ色の受給者証

内 容	障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出の際に、移動を支援します。(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象者は障害福祉サービスが優先されます。)
対 象 者	<p>下記に該当し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出の際に、移動の支援が必要と認められる方</p> <p>(1) 知的障がいがある方</p> <p>(2) 精神障がいがある方</p> <p>(3) 身体障害者手帳所持者で肢体不自由1級であり、両上下肢機能の障がいのある方又はこれに準ずる方</p> <p>(4) (3)の方に準ずる難病等の方</p>
費 用	原則、利用料の1割負担となります。(所得の状況によって異なります。)
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。(一部手続きはオンライン申請可)
窓 口	障がい者支援課(相談グループ)

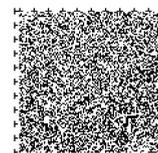
※聞き取りによる調査があります。

8-2 日中一時支援事業 (身) (知) (精) (難) ※ オレンジ色の受給者証

内 容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。
対 象 者	日中において、介護者の不在等により、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者等
費 用	原則、利用料の1割負担となります。(所得の状況によって異なります。)
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。(一部手続きはオンライン申請可)
窓 口	障がい者支援課(相談グループ)

8-3 訪問入浴サービス事業 (身) (難) ※ オレンジ色の受給者証

内 容	重度の身体障がいにより自宅での入浴が困難な方に対して、看護師と介助員が定期的に訪問し、室内でポータブル浴槽を使って入浴の介助をします。 ※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先されます。
対 象 者	<p>(1) 身体に重度の障がいがあり、自宅での入浴が困難な方で、医師から入浴が可能と診断された方 ※指定の診断書があります。</p> <p>(2) (1)に準ずる難病等の方</p>
費 用	原則、利用料の1割負担となります(課税の状況によって異なります)。
手 続 き	指定の申請書を市ホームページからダウンロードできます。(一部手続きはオンライン申請可)
窓 口	障がい者支援課(相談グループ)



8-4 地域活動支援センター事業 ①②③④ ※オレンジ色の受給者証

内 容	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 ※介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先されます。 「市内施設」P81及び93参照
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

8-5 視覚障がい者生活支援事業 ①

内 容	視覚障がい者の方に、生活訓練（歩行・点字・パソコン・情報機器・日常生活動作等）や相談受付を行います。
対 象 者	市内に居住する視覚障がい者
訓練の方法	原則として、ご自宅へ訪問して行います。
費 用	無料 ※ただし、本人にかかる交通費、飲食費等は自己負担となります。
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

8-6 失語症会話パートナー派遣事業 ①

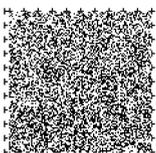
内 容	失語症の方に、市主催の養成講座又は千葉県意思疎通支援研修を修了したパートナーとの会話の場を提供します。
対 象 者	市内に居住する失語症の方 ※身体障害者手帳所持の有無は問いません。
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

8-7 意思疎通支援事業 ①

内 容	聴覚障がい等の方の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
対 象 者	聴覚障がいまたは言語障がいの手帳所持者
費 用	無料
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

8-8 点字広報・声の広報発行事業 ①

内 容	毎月2回（第1・第3土曜日）発行する「広報いちかわ」の記事を点字又は音訳CDにして対象者（希望者）に郵送します。※収録する記事は、重要度の高いものや視覚障がい者向けの内容等を優先し、一部の記事を省略しています。
対 象 者	視覚障がい1、2級の手帳所持者
窓 口	広報広聴課 TEL 047-712-8632（直通） FAX 047-712-8764



8-9 芸術・文化講座開催等事業

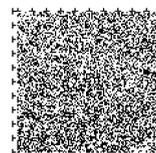


内 容	<p>障がい者の社会参加促進を目的として、障がいを持つ方、持たない方が一緒に参加する合唱・コールチクタク及び俳句の講座を開催しています。</p> <p>○合唱・コールチクタク： 毎月第2・4土曜日、午後1時～午後3時30分</p> <p>○俳句： 毎月第1土曜日 午後1時～午後5時</p> <p>場所、費用など詳細についてはお問合せください。</p>
窓 口	障がい者支援課（相談グループ）

8-10 自動車改造費助成事業



内 容	<p>身体障がい者または難病等の方が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車の改造に要した経費を助成します。</p> <p>※ 改造費を支払った日から6ヶ月以内に申請してください。</p>
対 象 者	<p>下記のすべての項に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に居住する身体障害者手帳を有する方のうち、上肢、下肢又は体幹のいずれかに重度（個別級1級及び2級）の障がいをもつ方、または、これに準ずる難病等の方 ・自動車運転免許証を有する方 ・就労等の理由により自ら所有する自動車、または親族の所有する自動車を運転する方 ・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方 <p>※ 所得制限があります。</p> <p>※ 再申請の場合は、前回の申請から4年以上経過している場合に限りです。</p>
助 成 額	限度額 10万円
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・改造部分のカタログ ・見積書または請求書 ・領収書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの） ・車検証 ・自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ・免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類） ・銀行口座がわかるもの（通帳など） （ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、店名・店番・預金種目・口座番号が必要なため通帳に記載してもらってください） <p>※難病の方はお問い合わせください</p>
窓 口	障がい者支援課（福祉グループ）



8-1-1 自動車運転免許取得助成事業 身 難

内 容	<p>身体障がい者または難病等の方が、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。 (自動二輪、大型、二種免許取得も含まれます) ※ 運転免許を取得した日から1年以内に申請してください。</p>
対 象 者	<p>身体障害者手帳4級以上の方、またはこれに準ずる難病等の方で、免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方</p>
助 成 額	<p>支給要件を満たした費用の2/3以内で10万円が限度</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳 • 自動車教習所のパンフレット • 運転適性検査合格の証明書(必要な方) • 免許証又はマイナ免許証 (マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類) • 運転免許証取得費用の領収書(本人の名前が入ったもの) (金額の内訳が入ったもの「入所料、教材費、検定料等」) • 銀行口座がわかるもの(通帳など) (ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、店名・店番・預金種目・口座番号が必要なため通帳に記載してもらってください) <p>※難病の方はお問い合わせください</p>
窓 口	<p>障がい者支援課(福祉グループ)</p>

